

家畜保健衛生所長寿命化計画 (個別施設計画)

令和2年3月
滋賀県農政水産部畜産課

施設の概要(本所)

基準日: 令和元年8月時点

基本情報						
施設名称 (愛称)	家畜保健衛生所					
HPアドレス	http://www.pref.shiga.lg.jp/kachikueisei/ (建物外観等)					
電話番号	0748-37-7511					
所在地	近江八幡市西本郷町226-1					
設置目的	家畜保健衛生所法(昭和25年3月18日法律第12号)に基づき、滋賀県家畜保健衛生所条例(昭和25年10月3日滋賀県条例第60号、平成21年4月1日廃止)、滋賀県行政機関設置条例(平成21年1月23日滋賀県条例第1号)により設置。					
所管	部局	農政水産部				
	課等	畜産課				
設置年月	平成6年4月					
土地	敷地面積	2,116.33㎡	避難所指定等	-		
	市街化区域	市街化調整区域	防災拠点指定等	-		
	用途地域	-	文化財指定	-		
建物	延床面積	1,200.41㎡	再生エネルギー等	-		
	取得価額	238,269,300円	自家発電設備	-		
運営	運営方法	直営	バリアフリー	障害者用エレベーター	無	
	運営時間	8:30~17:15		多目的トイレ	有	
	休館日	土・日・祝日・年末年始		オストメイト対応トイレ	有	
駐車台数	10台		車いす使用者用駐車場	1台		
特記事項						
施設概要						
名称	主体構造	設置年	延床面積	階数	耐震	備考
焼却炉棟	鉄骨造	H15.3.28	40.59㎡	1	新耐震	
家畜検査センター棟	鉄骨造	H22.3.26	463.93㎡	2	新耐震	
上屋H22(G+H)	鉄骨造	H23.1.24	22.40㎡	1	新耐震	
本館	鉄筋コンクリート造	S45.4.1	369.22㎡	2	旧耐震(耐震性能有り)	
倉庫棟	鉄骨造	S54.4.1	169.75㎡	1	旧耐震(耐震性能有り)	
上屋 S61	鉄骨造	S61.4.1	18.80㎡	1	新耐震	
解剖室棟	鉄骨造	S45.4.1	97.72㎡	1	旧耐震(耐震性能有り)	
動物飼育舎	鉄骨造	S54.4.1	18.00㎡	1	旧耐震(対応を検討)	
成果情報						
	H28	H29	H30	3カ年平均	備考	
利用可能日数(単位:日)	365	365	365	365.0		
年間利用人数(単位:人)	-	-	-	-		
1日あたり利用人数(単位:人/日)	-	-	-	-		
年間収入(単位:円)	19,150,615	16,076,830	44,587,256	26,604,900.3		
1日あたり収入(単位:円/日)	52,467	44,046	122,157	72,890.1		
コスト情報						
	H28	H29	H30	3カ年平均	備考	
収入(単位:円)	19,150,615	16,076,830	44,587,256	26,604,900.3		
国庫支出金	15,600,235	12,954,530	41,667,236	23,407,333.7		
使用料及び手数料	3,550,380	3,122,300	2,920,020	3,197,566.7		
支出(単位:円)	48,792,806	35,908,558	101,721,956	62,141,106.7		
職員手当等	0	0	195,160	65,053.3		
共済費	2,289	2,319	19,998	8,202.0		
賃金	3,642,824	3,636,787	3,689,903	3,656,504.7		
報償費	64,250	105,850	0	56,700.0		
旅費	1,938,708	2,891,617	2,617,304	2,482,543.0		
需用費	30,134,749	21,052,774	35,216,521	28,801,348.0		
役務費	3,090,301	3,120,052	3,747,569	3,319,307.3		
委託料	858,168	978,259	41,810,597	14,549,008.0		
使用料及び賃借料	48,465	64,032	1,844,330	652,275.7		
備品購入費	7,070,652	3,793,368	5,280,174	5,381,398.0		
負担金補助及び交付金	1,848,900	192,200	7,202,900	3,081,333.3		
公課費	93,500	71,300	97,500	87,433.3		
収支(単位:円)	-29,642,191	-19,831,728	-57,134,700	-35,536,206.3		
資産老朽化比率(※)	51.8%	54.4%	57.1%			

※減価償却累計額(建物)÷(有形固定資産合計(建物)+減価償却累計額(建物))

施設の概要(北西部支所)

基準日:令和元年8月時点

基本情報						
施設名称 (愛称)	家畜保健衛生所北西部支所					
HPアドレス	http://www.pref.shiga.lg.jp/kachikueisei/ (建物外観等)					
電話番号	0740-22-6681					
所在地	高島市今津町弘川249-1					
設置目的	家畜保健衛生所法(昭和25年3月18日法律第12号)に基づき、滋賀県家畜保健衛生所条例(昭和25年10月3日滋賀県条例第60号、平成21年4月1日廃止)、滋賀県行政機関設置条例(平成21年1月23日滋賀県条例第1号)により設置					
所管	部局	農政水産部				
	課等	畜産課				
設置年月	平成17年4月					
土地	敷地面積	3,946.31m ²	避難所指定等	—		
	市街化区域	市街化区域	防災拠点指定等	—		
	用途地域	第1種住居地域	文化財指定	—		
建物	延床面積	606.34m ²	再生エネルギー等	—		
	取得価額	93,487,700円	自家発電設備	無		
	運営方法	直営	バリアフリー	障害者用エレベーター	無	
運営時間	8:30~17:15	多目的トイレ		有		
休館日	土・日・祝日・年末年始	オストメイト対応トイレ		無		
駐車台数	6台		車いす使用者用駐車場	1台		
特記事項						
施設概要						
名称	主体構造	設置年	延床面積	階数	耐震	備考
本館	鉄筋コンクリート造	S38.4.1	180.00m ²	1	旧耐震(対応を検討)	一部使用
倉庫	コンクリートブロック造	S38.4.1	43.77m ²	1	旧耐震(対応を検討)	未使用
車庫	鉄骨造	H2.4.1	33.63m ²	1	新耐震	
別館	鉄骨造	H3.4.1	348.94m ²	2	新耐震	
成果情報						
	H28	H29	H30	3カ年平均	備考	
利用可能日数(単位:日)	365	365	365	365		
年間利用人数(単位:人)	—	—	—	—		
1日あたり利用人数(単位:人/日)	—	—	—	—		
年間収入(単位:円)				0.0		
1日あたり収入(単位:円/日)	0	0	0	0.0		
コスト情報						
	H28	H29	H30	3カ年平均	備考	
収入(単位:円)	0	0	0	0.0		
				0.0		
				0.0		
				0.0		
支出(単位:円)				0.0		
				0.0		
				0.0		
				0.0		
収支(単位:円)	0	0	0	0.0		
資産老朽化比率(※)	81.9%	83.6%	85.3%			

※減価償却累計額(建物) / (有形固定資産合計(建物) + 減価償却累計額(建物))

1. 策定の趣旨

本計画は、インフラ長寿命化基本計画(平成25年11月29日)および滋賀県公共施設等マネジメント基本方針(平成28年3月、以下「基本方針」という。)に基づき、戦略的な維持管理・更新等を推進するため、個別施設毎の具体的な対応方針を定める計画として策定するものです。

2. 対象施設

家畜保健衛生所

滋賀県公共施設等マネジメント基本方針における「3施設類型ごとの管理に関する基本的な方針」の「1. 庁舎等」にかかる建築物およびその付帯施設

3. 計画期間

定期点検サイクル等を考慮の上、可能な限り計画期間の長期化を図ることで、中長期的な維持管理・更新等に係るコストの見通しの精度向上を図るため、令和元年度から令和10年度までの10年間とする。

4. 個別施設の状態等

(1)施設の劣化・損傷の状況や要因等

【本所】施設の建物は、①焼却炉棟、②家畜検査センター棟、③上屋H22(G・H)、④本館棟、⑤倉庫棟、⑥上屋 S61、⑦解剖室棟、⑧動物飼育舎の8棟。

主要な建物である④本館棟は昭和45年の設置後、平成22年度に耐震化を含む改修工事を実施。②家畜検査センター棟は平成21年度に新築し、その際に古い③上屋H22(G・H)、⑤倉庫棟、⑦解剖室棟も改修したが、令和3年度以降には改修・建築後10年を経過し、施設の状況に応じた修繕が必要である。現状は④本館棟や②家畜検査センター棟の外壁に劣化が認められる。なお、④本館棟については、令和2年度にバイオセキュリティ向上のための本館増築、および清浄性確保のための所内改修工事を実施予定。

また、⑥上屋S61(18.80㎡)は建築後33年を経過し、改修時期の目安である30年を経過している。現状では不要であるが、劣化の進み具合によっては、改修工事が必要となる。⑧動物飼育舎(18.00㎡)は建築後43年を経過しているが令和2年度に撤去予定。

【北西部支所】

施設の建物は、①本館、②倉庫、③車庫、④別館の4棟。

①本館、②倉庫は建築後50年以上経過し、旧耐震基準の建築物であること、同一敷地内の東北部流域下水道事務所監督高島詰所(以下、高島詰所)が業務を終了し、施設の有効活用が検討されていたことから、平成27年1月に機能移転を行い、高島詰所を③車庫、④別館として利用している。①本館については、必要に応じて、多目的トイレのみ使用している。

③車庫、④別館については、当施設として利用期間は4年にすぎないが、建築後年数は28年以上経過し、台風による屋根の破損発生や、外壁に隙間が認められるなど、劣化が進んでいる。

(2)点検・診断の実施方針

「滋賀県県有施設点検マニュアル」に基づき毎年点検を行うほか、建築・設備の法定点検等の結果に基づき施設の劣化状況や修繕の緊急度を把握する。

また、建築物の老朽化の進行や安全性に影響を及ぼす恐れのある設備についても、併せて劣化状況や修繕の緊急度を把握する。

(3)その他、対策を実施する際に考慮すべき事項

当施設は「家畜保健衛生所法施行令」に基づく施設等の基準に適合したものでなければならず、対策の実施にあたっては、今後、新たな家畜防疫上の問題への対応や、国の方針の変更に即した形で行う必要がある。また、当施設は市街地に立地しており、周辺住民への影響についても考慮する必要もある。

5. 対策の優先順位の考え方

(1)目標使用年数

当施設は長寿命化対象施設には該当しないが、「滋賀県県有施設長寿命化ガイドライン」に基づき、「鉄骨造」および「鉄筋コンクリート造」の65年を目標使用年数とする。ただし、後述する、新たな家畜防疫上の問題への対応や、国の方針の変更、周辺住民への影響等の状況により変更する可能性がある。

(2)当施設が果たしている役割等を踏まえた優先順位の考え方

当施設は、「家畜保健衛生所法」に基づいて、近江八幡市に「本所」、高島市今津町に「北西部支所」を県が設置している。

農場に対する適切な飼養衛生管理の指導を通じ、家畜伝染病の発生予防を図るとともに、万一の発生時における迅速なまん延防止のため、関係機関との連携を図り、防疫体制を維持・強化を行っているが、口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザ等の海外悪性伝染病の発生リスクは依然として高い状況にある。

また、平成30年9月には豚コレラが岐阜県において国内で26年ぶりに発生し、平成31年2月6日には、滋賀県内の養豚場が、愛知県の豚コレラ発生農場から肥育素豚を導入したことにより、疑似患畜発生農場と判定され、「豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針」に基づく防疫対応（判定後24時間以内殺処分、72時間以内の防疫措置完了）を行い、まん延を防止したところである。

豚コレラについては岐阜県、愛知県の養豚施設で発生が続き、その後、隣接する三重県、福井県でも発生し、34例の発生（令和元年7月29日時点）が確認されているほか、野生イノシシの陽性事例も岐阜県、愛知県に加えて、隣接する三重県、長野県でも確認され、滋賀県境から10km圏内での事例も確認されていることから、県内での発生について予断を許さない状況が続いており、家畜防疫に果たす当所の役割は重要性を増している。

また、慢性疾病の低減対策などの家畜衛生対策の指導等を通じ、「生産性向上につながる飼養衛生管理の技術支援」の推進も重要な業務である。

当所はこれらの業務に必要な検査・診断をはじめ、家畜疾病に係る高度で専門性の高い病性鑑定業務も担っている、近年、その診断技術は年々向上していることから、検査機器の計画的更新、精度管理のための機器の点検、職員の技術向上に努め、当所の使命である家畜伝染病診断のための検査機能維持に努める必要がある。

【本所】当施設は「家畜保健衛生所法施行令」に基づく施設等の基準に適合したものでなければならず、対策の実施にあたっては、今後、新たな家畜防疫上の問題への対応や、国の方針の変更に即した形で行う必要がある。また、当施設は市街地に立地しており、周辺住民への影響について考慮する必要もある。これらのことを考慮しながら、施設の劣化状況や点検・診断結果等を踏まえ、財政負担の平準化等も考慮しながら、計画的に行うものとする。

【北西部支所】当施設は、同一敷地内の高島詰所の業務終了に伴い、平成27年1月に当該施設に機能移転したものであるが、建築後28年以上経過し、改修時期の目安である建築後30年に近づいており、台風による屋根の破損発生や、外壁に隙間が認められるなど、劣化も進んでいる。対策の実施にあたっては、「家畜保健衛生所法施行令」に基づく施設等の基準に適合させつつ、今後、新たな家畜防疫上の問題への対応や、国の方針の変更に即した形で、施設の劣化の進行状況や点検・診断結果等を踏まえ、財政負担の平準化等も考慮しながら、計画的に行うものとする。

6. 対策内容と実施時期

(1) 基本的な方針

「現状や課題に関する基本認識」を踏まえ、①施設総量の適正化、②施設の長寿命化、③施設の計画的な更新の3つを柱とした取組を総合的に推進し、将来の更新や維持管理に係るトータルコストの縮減・平準化を図る。

(2) 取組方針

① 点検・診断等

- ・劣化状況や不具合状況の的確な把握が重要であることから、法定点検に加えて、全庁的に活用可能な「県有施設点検マニュアル」を策定のうえ点検を徹底し、劣化や不具合の進行可能性や施設に与える影響などについて評価(診断)を行う。
- ・また、点検・診断等の結果を適切に集積し、施設の維持管理・修繕・更新等への反映させることで、公共施設における「メンテナンスサイクル」を確立する。

② 安全確保

- ・公共施設の管理においては、県民・利用者の安全確保を最重要事項として認識のうえ、点検・診断を実施し、危険性の有無を適切に把握するとともに、危険性が認められた場合は、速やかに安全確保のための措置を行う。
- ・老朽化等により供用廃止され、かつ今後も利用見込みのない公共施設は、危険性が生じることがないように適切に処分・除却等を進める。

③ 耐震化

- 【本所】「動物飼育舎」を除き、耐震化済み。
- 【北西部支所】一部使用、未使用の「本館」「倉庫」を除き、耐震化済み。

④ 施設総量の適正化

- ・今後の畜産農家の減少や規模の拡大、海外悪性伝染病の防疫対策業務の増加等を考慮した施設ニーズや県の役割の変化、施設の利用状況、建物性能、維持管理費、政策的必要性等を踏まえた「施設評価」を実施し、その結果に基づき、施設の維持・統合・縮小等を継続的に実施する。
- ・新たな家畜防疫上の問題への対応や、国の方針の変更、周辺住民への影響等の状況の変化への対応が必要になった施設や、更新時期が到来した施設については、移転・新築、国・市町の施設との利用調整や、他目的施設との合築等の方策を検討する。
- ・統廃合等で不要となった施設は、他用途への転用や市町、民間への売却など適切な処分を行う他、計画的に除却等を進める。

⑤ 長寿命化

- ・長寿命化対策の取組の方向性や考え方をまとめた「県有施設長寿命化ガイドライン」に準じた形で中長期的かつ計画的に予防保全を実施することで、長寿命化を図る。また、長寿命化対策の実施時期が集中しないよう実施時期を適切に調整し、財政負担の平準化を図る。
- ・「県有施設点検マニュアル」に基づく施設の点検実施により、不具合箇所や劣化状況の早期の把握・対応を行うことで、可能な限り長寿命化を図る。

⑥ 維持管理・修繕・更新等

- ・施設の安全性や施設の運営に支障をきたすことのないよう、適切に維持管理・修繕等を実施する。
- ・施設の更新(建替・改修)については、施設が果たす役割や将来ニーズ、費用対効果、劣化状況、財政負担の縮減・平準化の観点等を踏まえて事業の必要性や規模の縮小を基本としつつ適正規模等を十分見極めながら、計画的に更新の実施時期を調整することにより、財政負担の平準化を図る。

7. 対策費用

(1)長寿命化対策

(単位:百万円)

施設名	年次計画										計	
	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10		
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
主な対策												

(2)大規模改修

(単位:百万円)

施設名	年次計画										計	
	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10		
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
主な対策												

(3)その他の改修 等

(単位:百万円)

施設名	年次計画										計	
	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10		
【本所】												0
本館		42										42
												0
合計	0	42	0	0	0	0	0	0	0	0	0	42
主な対策 ・バイオセキュリティ向上のための本館増築、および清浄性確保のための所内改修工事。 ・建築後43年を経過した動物飼育舎の撤去。												

※対策費用については随時見直しを行う。

※この計画により予算が確定されるものではない。

8. 更新履歴

更新年月	更新した内容